

新規上場申請のための四半期報告書

(第8期第3四半期)

自 2023年4月1日

至 2023年6月30日

株式会社インバウンドプラットフォーム

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2023年 8 月14日
【四半期会計期間】	第 8 期第 3 四半期(自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 6 月30日)
【会社名】	株式会社インバウンドプラットフォーム
【英訳名】	Inbound Platform Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 王 伸
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目14番 5 号
【電話番号】	03－3437－3129(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 原 隆之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目14番 5 号
【電話番号】	03－3437－3129 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 原 隆之

目次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(5) 大株主の状況	8
(6) 議決権の状況	8
2 役員の状況	9
第4 経理の状況	10
1 四半期財務諸表	11
(1) 四半期貸借対照表	11
(2) 四半期損益計算書	13
第3 四半期累計期間	13
2 その他	21
第二部 提出会社の保証会社等の情報	22

[四半期レビュー報告書]

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第 8 期 第 3 四半期累計期間	第 7 期
会計期間		自 2022年10月 1 日 至 2023年 6 月30日	自2021年10月 1 日 至2022年 9 月30日
売上高	(千円)	1, 519, 360	1, 138, 803
経常利益	(千円)	324, 794	130, 594
四半期（当期）純利益	(千円)	222, 537	96, 914
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	121, 315	121, 315
発行済株式総数	(株)	3, 126, 400	3, 908
純資産額	(千円)	587, 379	364, 842
総資産額	(千円)	1, 333, 130	919, 352
1 株当たり四半期（当期）純利益	(円)	71. 18	30. 99
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期（当期）純利益	(円)	—	—
1 株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	44. 1	39. 7

回次		第 8 期 第 3 四半期会計期間
会計期間		自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 6 月30日
1 株当たり四半期純利益	(円)	40. 19

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 1 株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 第 7 期及び第 8 期第 3 四半期累計期間の財務諸表及び四半期財務諸表については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第 6 項の規定に基づき、金融証券取引法第193条の 2 第1項の規定に準じて、三優監査法人により監査及び四半期レビューを受けております。
6. 2023年 6 月17日を基準日として2023年 6 月18日付で普通株式 1 株につき800株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第 7 期の期首に行われたものと仮定し、1 株当たり情報を算出しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（1） 財政状態の状況

（資産）

当第3四半期会計期間末における流動資産は771,980千円（前事業年度末に比べ201,850千円増加）となりました。これは主に、現金及び預金181,187千円増加、売掛金14,419千円増加によるものであります。固定資産は561,149千円（前事業年度末に比べ211,926千円増加）となりました。これは主に、有形固定資産130,356千円増加、ソフトウェア30,441千円増加などによるものであります。これらの結果、総資産は1,333,130千円（前事業年度末に比べ413,777千円増加）となりました。

（負債）

当第3四半期会計期間末における流動負債は515,988千円（前事業年度末に比べ233,125千円増加）となりました。これは主に、契約負債81,811千円増加、その他流動負債25,821千円増加、未払法人税等99,361千円増加などによるものであります。固定負債は229,763千円（前事業年度末に比べ41,885千円減少）となりました。これは長期借入金45,639千円減少、その他固定負債3,754千円増加によるものであります。これらの結果、負債合計は745,751千円（前事業年度末に比べ191,240千円増加）となりました。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産は587,379千円（前事業年度末に比べ222,537千円増加）となりました。これは四半期純利益の計上により利益剰余金が同額増加したことによるものであります。

（2） 経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、昨年から続く物価高や円安により国内消費の回復に遅れも見られ、世界的な新型コロナウイルス感染症の収束又は沈静化により日本国内でも訪日外国人客数が急増するなどインバウンド需要の回復が顕著であります。

このような状況において、当社は2021年6月に事業領域を再整理し、ライフメディアテック事業を新設したことで、Wi-Fi事業の顧客基盤やノウハウを生かしつつ、日本在住外国人の生活シーンの利便性向上やさらなる収益機会の拡大に努めてまいりました。

これらの結果、当第3四半期累計期間は、売上高1,519,360千円、営業利益264,972千円、経常利益324,794千円、四半期純利益222,537千円となりました。

セグメントの経営成績を示すと、次のとおりであります。

a. Wi-Fi事業

当事業においては、コロナ禍におけるテレワークの環境整備を背景とした通信需要が継続する中、インバウンド、アウトバウンドの需要が回復してきております。以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は1,306,443千円、セグメント利益は255,318千円となりました。

b. ライフメディアテック事業

当事業においては、日本在住外国人への海外渡航関連情報等の提供や関連サポート等業務に続き、前事業年度に空港送迎の取次サービスを開始し、好調に推移いたしました。以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は165,549千円、セグメント利益は20,868千円となりました。

c. キャンピングカー事業

当事業においては、アウトバウンド（アメリカでキャンピングカーを借りる方への予約手配事業）と国内レンタカー（日本国内でキャンピングカーを自社保有し訪日旅行者および日本人顧客への貸出事業）を展開しております。当事業年度に入ってから、インバウンドとアウトバウンドの需要が徐々に回復しております。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は45,785千円、セグメント損失は11,215千円となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,505,600
計	12,505,600

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,126,400	3,126,400	非上場	単元株式数は100株であります
計	3,126,400	3,126,400	—	—

(注) 発行済株式のうち、16,800株は、現物出資（株式 29百万円）によるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第5回新株予約権

決議年月日	2023年5月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 当社従業員 5 入社予定者 2
新株予約権の数（個） ※	26
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 20,800（注）1（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	株式公開時の公募価格（注）2
新株予約権の行使期間 ※	2023年5月19日～2030年8月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 株式公開時の公募価格 資本組入額 発行価格の2分の1（1円未満の端数は切上げ）
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 新株予約権発行時（2023年5月18日）における内容を記載しております。

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は800株とする。ただし、本新株予約権の割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で株式の発行若しくは自己株式の処分をする場合（新株引受権又は新株予約権の行使による場合を除く。）、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、会社分割を行う場合、又は他社との株式交換により株式交換完全親会社となる場合、その他目的となる株式の数を調整する必要がある場合にも、当社は必要かつ合理的な範囲で、目的となる株式の数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株引受権又は新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当てを行う場合、合併する場合、会社分割を行う場合、又は他社との株式交換により株式交換完全親会社となる場合、その他行使価額を調整する必要がある場合にも、当社は必要かつ合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利を行使する時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、当該地位にあった期間及びその功績を考慮して特に必要であると認められる場合は、取締役会の決議により、新株予約権の一部又は全部について、当該地位を喪失した後であっても新株予約権の行使を認めることができるものとする。
- ②本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則に違反する重大な行為があった場合（本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社の取締役会の決議により定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。
- ③相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ④当社株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。
- ⑤その他の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得

- ①新株予約権者が本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が株式交換完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画が、当社の株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、取締役会の決議がなされたとき）は、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社

(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができる。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編の条件等を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編の条件等を勘案の上、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - ⑥ 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - ⑦ 譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会等の権限を有する機関の承認を要するものとする。
6. 2023年 5 月18日開催の取締役会決議により、2023年 6 月18日付けで普通株式 1 株につき800株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」が調整されております。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年6月17日 (注)	3,122,492	3,126,400	—	121,315	—	190,065

(注) 株式分割(1:800)によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,126,400	31,264	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,126,400	—	—
総株主の議決権	—	31,264	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度に係る定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)	就任 年月日
取締役	吉田 毅	1971年 9月5日	2003年1月 ヤフー株式会社入社 営業、営業企画などを担当 2012年7月 同社、組織開発室に就任 2015年6月 Syn. ホールディングス株式会社 入社（現 Supershipホールデ ィングス株式会社）人事、総務部 門を管掌 2019年6月 DATUM STUDIO株式会社 代表取締 役社長 2022年10月 株式会社10X HR本部長就任 （現任） 2022年12月 当社取締役就任	(注)	—	2022年 12月23日

(注) 2023年6月16日付で一身上の都合により辞任しております。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任 年月日
取締役	吉田 毅	2023年6月16日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性8名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(2022年10月1日から2023年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7－6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年 9 月 30 日)	当第 3 四半期会計期間 (2023年 6 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	521, 446	702, 633
売掛金	25, 354	39, 773
貯蔵品	4, 212	5, 715
その他	19, 246	23, 987
貸倒引当金	△129	△129
流動資産合計	570, 129	771, 980
固定資産		
有形固定資産		
レンタル資産（純額）	143, 429	259, 893
その他（純額）	43, 567	57, 459
有形固定資産合計	186, 996	317, 353
無形固定資産		
ソフトウェア	79, 187	109, 629
その他	50, 882	80, 059
無形固定資産合計	130, 070	189, 688
投資その他の資産	32, 155	54, 107
固定資産合計	349, 222	561, 149
資産合計	919, 352	1, 333, 130

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年 9 月30 日)	当第 3 四半期会計期間 (2023年 6 月30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	69,207	90,148
契約負債	76,522	158,334
1 年内返済予定の長期借入金	55,662	60,852
未払法人税等	3,290	102,652
その他	78,179	104,000
流動負債合計	282,862	515,988
固定負債		
長期借入金	265,348	219,709
その他	6,300	10,054
固定負債合計	271,648	229,763
負債合計	554,510	745,751
純資産の部		
株主資本		
資本金	121,315	121,315
資本剰余金	280,815	280,815
利益剰余金	△37,289	185,247
株主資本合計	364,842	587,379
純資産合計	364,842	587,379
負債純資産合計	919,352	1,333,130

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
売上高	1,519,360
売上原価	632,163
売上総利益	887,197
販売費及び一般管理費	622,224
営業利益	264,972
営業外収益	
補助金収入	60,000
受取補償金	2,767
その他	61
営業外収益合計	62,828
営業外費用	
支払利息	755
為替差損	152
上場関連費用	2,098
営業外費用合計	3,006
経常利益	324,794
税引前四半期純利益	324,794
法人税等	102,257
四半期純利益	222,537

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はございません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

前事業年度に提出した新規上場申請のための有価証券報告書(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	84,993千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自2022年10月1日 至2023年6月30日）

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2022年10月1日 至 2023年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	四半期損益 計算書計上 額(注)2
	Wi-Fi事業	ライフメ ディアテック 事業	キャンピン グカー事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	10,680	130,303	3,634	144,617	1,582	146,200
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,295,763	35,245	42,151	1,373,160	—	1,373,160
顧客との契約から生じる収益	1,306,443	165,549	45,785	1,517,778	1,582	1,519,360
外部顧客への売上高	1,306,443	165,549	45,785	1,517,778	1,582	1,519,360
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,306,443	165,549	45,785	1,517,778	1,582	1,519,360
セグメント利益又は損失 (△)	255,318	20,868	△11,215	264,972	—	264,972

(注) 1. 「その他」の区分は収益を獲得していない、または付随的な収益を稼得するに過ぎない構成単位のものであります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり四半期純利益	71円18銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	222,537
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	222,537
普通株式の期中平均株式数(株)	3,126,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2023年6月17日を基準日として2023年6月18日付で普通株式1株につき800株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(公募による新株式の発行)

当社は、2023年7月27日に株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2023年8月30日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場する予定です。この株式上場にあたり、2023年7月27日の取締役会において、次のとおり募集株式の発行について決議しました。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 249,600株
(2) 発行価格	2023年8月22日に決定予定
(3) 資本組入額	会社計算規則第14条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
(4) 払込期日	2023年8月29日
(5) 募集方法	ブックビルディング方式による募集
(6) 資金の使途	主にWi-Fi事業における顧客獲得のための広告宣伝費、認知拡大・ブランディングのための広告宣伝費、事業領域及び収益拡大のためのシステム開発に係る人件費及び外注費として充当する予定であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月9日

株式会社インバウンドプラットフォーム

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士

公認会計士

野 政 聡、
米 林 喜 一

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社インバウンドプラットフォームの2022年10月1日から2023年9月30日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年10月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社インバウンドプラットフォームの2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上